

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会職員等旅費規程

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会旅費規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員が、業務のために出張等を命じられた場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとし、定めのない事項については、茅野市職員等の旅費に関する条例及び同規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張命令権者 会長又は局長
- (2) 出張 職員が業務のため一時その本会勤務地を離れて旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 出張役務提供者 別表1に掲げる者であつて、本会と出張役務提供契約（旅行業者等が本会に対して出張に係る役務及びカード等を出張者（出張をする又はした者をいう。以下同じ。）に提供することを約し、かつ、本会が当該旅行業者等に対して当該出張に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う出張を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、正規職員就業規則第54条、嘱託職員就業規則第55条、日給職員就業規則第55条及び時給職員就業規則第55条により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、関係機関の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の規程等に特別の定めがある場合その他の本会経費を支弁して出張させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合若しくは第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により出張を中止した場合には、当該

出張のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費について、第9条各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続きをとったにもかかわらず払戻し受けることができない額又は所要の取消手続きをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (2) 宿泊費、包括宿泊費については、当該各種目について第6条、第14条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続きをとったにもかかわらず払戻し受けることができない額又は所要の取消手続きをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が出張中天災、交通事故その他、出張者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を旅費として支給することができる。
- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該出張について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張を完了するためこの規程の規定により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅行額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本会が出張役務提供契約に基づき出張役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該出張役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。
- （出張命令等）

第4条 次の各号に掲げる出張は、当該各号掲げる区分により出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する出張 出張命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する出張 出張依頼
- 2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。
- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自らこれを変更し、又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 前2項の場合において、出張命令権者は、出張命令書又は出張依頼書（以下この条において「出張命令書等」という。）に必要事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。ただし、出張命令書等に記載するいとまがない時は、口頭で当該事項を伝達することにより、これに代えることができる。
- 5 前項ただし書きの場合においては、出張命令権者は、速やかに出張命令書等に当該出張に関する事項を記載し、これを改めて当該出張者に提示しなければならない。

(出張命令に従わない出張)

第5条 出張者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張命令等に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更を申請しなければならない。ただし、申請をしないとまがないときは、出張後、速やかにその旨を申し出るものとする。

2 出張者は、前条の規定により出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張した時は、当該出張者は出張命令等に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第16条までの規定に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な経路又は方法により難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払による旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者若しくは概算払による旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする出張役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて出張命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったことによりその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分に相当する金額の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払による旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後、7日以内に当該出張について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 出張命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、7日以内に当該過払金を返納させなければならない。

4 出張命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、出張命令権者がその後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 前項に規定する給与の種類は、本会正規職員の給与等に関する規程、本会嘱託職員の給与等に関する規程、本会日給職員の給与等に関する規程及び本会時給職員の給与等に関する規程(以下「本会職員等給与規程」という。)に定めるところによる。

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当とし、これらの内容については、第9条から第16条までの規定に定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道をいう。第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（次に掲げる者に限る）
 - ア 会長
 - イ 会長に随行する職員
 - ウ その他会長が特に必要と認めた職員
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（前条第5号アからウに掲げる者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（前条第5号アからウまでに掲げる者が運賃の等級が2以上に区分された船舶により移動するときで、業務のために特に必要な場合は、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第3号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区別された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

（車賃）

第12条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。

2 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、本会使用車により出張する場合は、車賃は支給しない。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線をさだ

めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第14条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表2に掲げる出張先の区分に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る次に掲げる各号の場合は、出張命令権者の承認を得た上で、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 宿泊費を徴する研修等のための宿泊施設又は会議、講演会等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 業務の円滑な運営上支障のない範囲内及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条、第10条、第11条及び第13条の規定による交通費(以下「交通費」という。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊に伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この規程の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食又は夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 前項の規定にかかわらず、出張者が、出張中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における帰住については、出張先から本会勤務地に出張するものとして出張の例に準じて算定した額とする。

2 出張命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第18条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして算定した額とする。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条第1項から各号、第11条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第6条の規定により計算した額と現

に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第20条 出張命令権者は、出張者が本会以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張における特別の事情により又は出張の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当な出張の実費を越えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を越えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 出張命令権者は、出張者がこの規程の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、その必要とする部分の旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第21条 出張命令権者は、出張者又は出張役務提供者がこの規程又はその他関係法令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 出張者がこの規程又はその他関係法令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出張命令権者は、前項に規定する返納に代えて、出張命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、本会職員等給与規程に定めるところによる。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の規定による改正後の社会福祉法人茅野市社会福祉協議会職員等旅費規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、施行日以後に出張命令権者が出張命令又は出張依頼を発した出張について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令又は出張依頼を発した出張については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程第21条の規定は、改正後の規程又はその他関係法令の規定に違反した旅費の支給を受けた場合について適用する。

別表1（第2条関係）

出張役務提供者等	
(1)	旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
(2)	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
(3)	海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

(4)	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者
(5)	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
(6)	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営業者
(7)	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
(8)	割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（本会との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。）を前号(1)から(7)に掲げる者が提供する役務その他の出張に係る役務の対価の支払のみのために出張者に提供する場合に限る。）

別表 2（第 14 条関係）

区分	宿泊費基準額（上限額）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円

三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円